

令和7年度

質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

公募説明会



調査事業

1. 事業目的・背景、事業内容
2. 申請条件
3. 事業規模・支援内容
4. 申請にあたってのポイント
5. スケジュール
6. 申請方式・申請書式

補助事業

1. 事業概要、支援内容、
2. 具体的な対象メニュー
3. 申請にあたってのポイント
4. 公募期間
5. 質疑応答

質疑応答 (15分)

令和7年度

質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

(調査事業)

事業目的

- ✓ 急速なインバウンド需要の回復の中、2030年目標の訪日外国人消費額15兆円を達成するためにはあらゆる機会を捉えたインバウンド需要の獲得となっています。
- ✓ 質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とします。

背景

令和
6年

長期滞在による地域消費の拡大、ビジネスの経済効果が期待できることから世界各国が誘致に向けた専用ビザを発給、我が国においてもデジタルノマド誘致に向けた在留資格を本年4月1日より施行。

令和6年度は、地域貢献をもたらすものとして、デジタルノマドの特性・ニーズを踏まえた受入体制及び滞在プログラムの構築に取り組み、他の地域のモデルとなる優良事例を組成。

令和
7年

通年を通してのデジタルノマド誘客に向けて、イベント等で集中的に誘致する期間(コア期間)に求められる取組と、**継続的なデジタルノマド受入に向けて通年を通して誘致する期間(通年期間)に求められる取組**を区別した上で、その両方を行なうモデル実証を実施。

- 「通年期間」 デジタルノマド受入に向けて通年を通して誘致する期間
- 「コア期間」 デジタルノマド向けのイベント等の短期的な取組により集中的に誘致する期間

1. 事業目的・背景、事業内容

- 令和6年度のモデル実証事業では、デジタルノマドの滞在中のプログラム造成等を行ったが、その期間は1ヶ月未満のショートな内容が中心であった。
- 他方、デジタルノマドに期待するのは長期滞在による地域消費の拡大であり、各種デジタルノマド向けのイベントやプログラムを集中的に実施するコア期間だけでなく、通年を通して長期滞在に対応するプログラム造成・体制の構築が求められる。加えて、デジタルノマドの生活スタイルに対応したワーキングスペースやコリビングなどの受入環境整備(ハード)が必要。
- **令和7年度事業では、コア期間中に求められる取組と通年を通して求められる取組を区別した上で、その両方を行うモデル実証を実施する**

通年で必要な取組

- **通年で誘客するための経営戦略策定** コア期間に限らず、デジタルノマドの誘客を地域で行うための取組内容に関する事業計画、資金調達・マネタイズ方針等の経営戦略の策定。
- **通年で受け入れる体制の構築** 通年での誘致に向けて、コーディネーターや滞在をサポートするスタッフの配置、宿泊やワーク施設などの受入環境の整備・体制の構築。
- **恒常的な誘致に向けたプロモーション** 恒常的なデジタルノマド誘致に向けて、ノマドコミュニティへの情報発信や海外のノマドイベント等における誘客プロモーションの実施。

■ 年間のタイムライン



コア期間に必要な取組

- **集中的に誘致するプログラムづくり** 地域がある一定期間に集中してデジタルノマドの誘致を図るため、ローカル体験や地域住民・ノマド同士の交流、ビジネスマッチングなど期間を限定して特別に提供するプログラムの造成。
- **フォロー体制の構築** 英語等で滞在支援をおこなうコーディネーターの確保・育成。滞在中のデジタルノマドの生活ニーズや観光周遊に対する要望等の支援。
- **誘致のための情報発信** 集中的なデジタルノマド呼び込みに向けて、地域の魅力や実施するプログラム、滞在環境、料金など参加に必要な情報をコミュニティ等へ発信。
- **滞在環境の確保** 一定期間集中しての誘致に際し、呼び込む規模に対応したホテルやコリビングなどの宿泊施設、ワーキングスペース、飲食店等の準備・確保。

1. 事業目的・背景、事業内容

事業内容

- ✓ 地域の課題や特性、当該地域が有する魅力等に照らし、本事業を通じてデジタルノマドの誘客に取り組む目的や今後造成するプログラムの背景にあるニーズを明らかにした上で、当該地域がターゲットとするデジタルノマド層や事業目標(KPI)について、設定を行なうこと

本事業の実証期間中に 取組を行う事項

1 デジタルノマドの継続的な受入に向けた体制の構築・誘客戦略の策定

- ✓ デジタルノマドの継続的な受入に向けて、地域の課題・特性を踏まえた地域の最適なターゲティング・マーケティング、滞在プログラムの方向性、受入体制、人材育成、販売経路確保、資金調達含む経営計画を含む誘客戦略を策定。

2 デジタルノマド向け滞在プログラムの造成

- ✓ 当該地域がターゲットとするデジタルノマド層の継続的な誘客に向け、デジタルノマド向けの滞在プログラムを企画・造成し、モニターツアーを実施し取組の検証を実施。

3 継続的なデジタルノマドの受入に向けた環境及び体制整備

- ✓ コア期間と通年期間のデジタルノマド受入に向け、誘客から滞在に向けた問合せ窓口、滞在中の支援に対応する運営体制を構築
- ✓ デジタルノマドの滞在ニーズに対応できる受入人材育成等

4 誘客プロモーション・ネットワークづくり

- ✓ デジタルノマドが参加を検討するの当たり必要な情報(滞在費用、宿泊施設、ワーク環境、体験メニュー等)の発信。
- ✓ 誘客に向け、招聘したデジタルノマドのメディアや所属するコミュニティ等を介して、滞在の様子や地域の魅力等を発信。

5 効果検証・フォローアップ

- ✓ デジタルノマド含むモデルツアーに関わった関係者へのアンケート調査、地域消費額・ビジネスマッチング件数の確認。
- ✓ マーケティングに必要なモニターツアープログラム終了後の滞在・周遊先、ブログ等で発信される情報の確認。

申請主体

デジタルノマドの受け入れに向けて、滞在環境や人材育成などの体制整備、滞在プログラムの造成を計画している下記の団体とする。

- ✓ **地方公共団体、DMO、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織**
- ✓ **申請主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須**とし、地方公共団体の実施体制への参画に関する趣意書を提出すること
※申請主体がDMOの場合も、地方公共団体からの趣意書の提出を求めるものとします。

受入地域に関する条件

- **造成するプログラムのモニターツアーの実施前までに、以下の要件を満たすものであること**
- 受入前及び滞在中の支援が英語等に対応可能なコーディネーターが存在すること
- 高速で通信セキュリティが担保されたWi-Fi環境、世界との時差を考慮したコワーキング施設、コミュニケーションが可能なカフェスペース等、快適なワーク環境があること
- 中長期滞在に適したキッチン付宿泊施設やコリビングなどがあること
- ワークेशन実施場所及びその周辺に飲食・洗濯などの生活インフラが確保されていること

事業規模

<採択件数> 5件程度 <事業上限> 1,200万円

- 地域の課題や特性、当該地域が有する魅力等に照らし、本事業を通じてデジタルノマドの誘客に取り組む目的や今後造成するプログラムの背景にあるニーズを明らかにした上で、当該地域がターゲットとするデジタルノマド層や事業目標(KPI)について、設定を行なうこと。

支援対象となる活動

- 取組内容の企画開発
- 専門家からの意見聴取
- デジタルノマドの滞在プログラムの造成
- デジタルノマドの招聘、モニターツアーの実施
- デジタルノマドの滞在支援の実施
- 滞在中の交流会や体験メニューの実施
- デジタルノマド受入に必要な人材の育成
- デジタルノマド誘致に向けて受入側の関係者を対象にしたセミナー・研修等の開催
- 写真、動画、SNS、ホームページ、フライヤー等を活用した広報活動
- 誘致を目的としたデジタルノマドが集まるイベント 等への参加
- 効果検証、課題抽出のためのアンケート・ヒアリング の実施・分析

※デジタルノマドの招聘人数についての最低目標、あわせて滞在プログラムの最低日数の設定ありません。

※招聘に係る費用支援額の制限はありません。

申請対象外となるケース

本事業は、デジタルノマドの受け入れに向けた環境及び体制整備を目的としており、**従来のインバウンド観光誘致との差異が見られず、地域消費の増進につながらないものについては、本事業の申請対象とはなりません。**

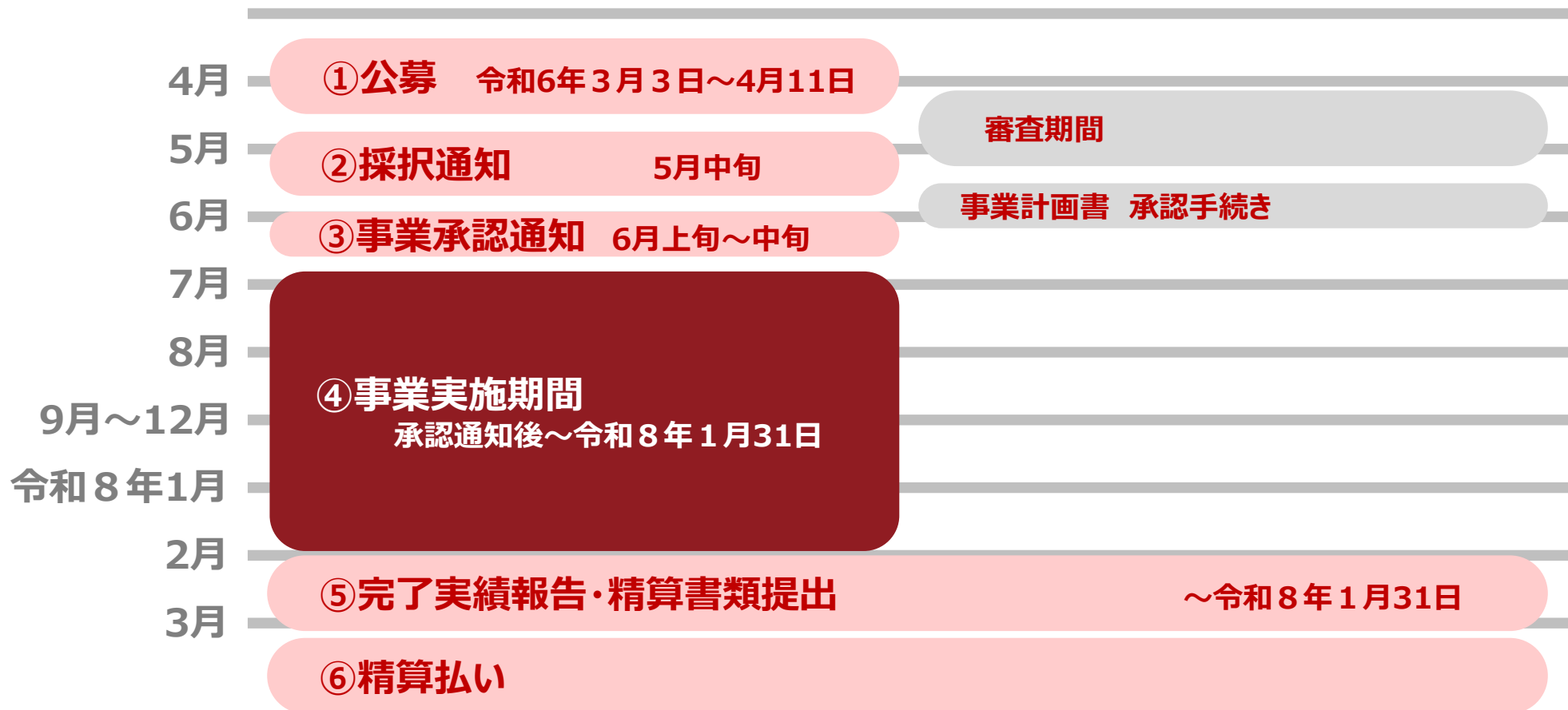
募集する事業計画について

継続的なデジタルノマド受入に向けて、**通年での取組、効果検証が含まれた事業内容**であること。
具体的には、デジタルノマド向けのイベントやプログラムを集中的に実施する期間(コア期間)だけでなく、年間を通して長期滞在で受入を行う環境及び体制整備の実施。

審査加点項目

- 複数の地域が連携して行う**広域的な取組**であること
- 日本企業への具体的な**投資やビジネスにつながるアイデア**が計画に含まれていること
- 海外を本拠地とするデジタルノマド**50人以上を誘致する大規模な取組**であること
- 滞在期間が**1ヶ月以上の取組(3ヶ月以上の長期のプログラムについてはさらに加点)**であること

応募から精算までの流れは以下のとおりです。



(注) 採択通知を受けても、ただちに事業を開始ではありません。

採択通知後に、事業計画書を提出していただき、観光庁の承認を経て、事業承認通知後、事業開始となります（採択通知後であっても、事業承認通知日より前の発注・契約・支出行為は経費対象外となりますので、ご注意ください）。

提出書類

- 公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。
- すべての提出書類を準備していただきます。
- (1)については**Excel形式とPDF形式**、
(2)については**PowerPoint形式とPDF形式**のものをそれぞれ提出すること。

形式	様式	提出書類名
(1)Excel形式	様式 1	事業内容申請書
	様式 2	申請主体
	様式 3	実施体制
	様式 4	事業計画書
	様式 5	地域情報
	様式 6	スケジュール
	様式 7	プログラム提案書
	様式 8	費用積算書
	別添 1	趣意書
(2)PowerPoint形式	事業概要説明書	

提出時の留意点

- ファイル容量は合わせて10MB以内とすること。
- 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成すること。

提出方法

申請書類を添付し、**電子メールにて提出**すること。
大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

観光庁観光資源課 デジタルノマド事業担当

電子メール hqt-digitalnomad@ki.mlit.go.jp

※電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】**」と付記してください。

令和7年度

質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

(補助事業)

事業概要

質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、
地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的した
受入体制の構築・滞在プログラムの造成等に必要な経費の一部を国が補助する事業

補助率・上限額

補助率は1 / 2以内とし、1事業当たり500万円を上限とする。（金額の下限はなし）

補助対象メニュー

- ア 受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用
- イ デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用
- ウ デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用
- エ デジタルノマドの受入に必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用
- オ デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用
- カ 本事業の効果検証、課題分析等に係る費用

対象経費上限内であれば、以下補助対象メニューを複数実施可能。

但し、**補助対象の総額は500万円を超えないこと。**

※エ及びオの事業を実施する場合は、事業計画の中で設定された目標について期間内に効果検証を実施すること。目標の達成状況を踏まえて、次年度以降のデジタルノマド受入に向けた誘致計画の見直しを行うこと。

	対象メニュー	具体例
ア	受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用	<ul style="list-style-type: none">○ 事業の企画開発及び専門家からの意見聴取に関わる経費
イ	デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊施設等へのワーキングスペースの改修・整備に係る費用 ※デジタルノマド向けワークスペースの新設やデジタルノマドのニーズにあった設備設置等のための内装整備に係る費用○ コリビング等デジタルノマド向け中長期滞在に適した宿泊施設の改修に係る費用 ※キッチン、リビング、ランドリー等の共同スペースの設置等、既存の宿泊施設や古民家等への中長期滞在に適した設備の改修・整備費用○ 宿泊施設やワークスペース等に交流機会の創出を目的とした、ジムやバー等の趣味を通じて参加者同士が交流可能な設備の整備費用
ウ	デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用	<ul style="list-style-type: none">○ ワーク環境の世界との時差対応として、24時間利用にする為のスマートロックの導入や防犯カメラ設置等の導入に係る経費

	対象メニュー	具体例
エ	デジタルノマドの受入に必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルノマドの招聘・受入、モニターツアーの実施に係る経費 ※海外を本拠地とするデジタルノマドの訪日渡航経費、宿泊滞在費、コワーキングスペース利用費、滞在中の交流会や体験プログラムの造成及び実費、滞在中の支援に関わる経費 ○ デジタルノマド受入に必要な人材の育成費、受入側の関係者を対象にしたセミナー・研修等の開催に係る経費
オ	デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルノマドが必要とする宿泊施設、コワーキング施設、体験プログラム等の情報閲覧可能なWEBページ等の構築に係る経費 ○ SNS等を活用したデジタルノマドが必要とする情報の発信に係る経費 ○ デジタルノマドが集まるイベント等への参加費や広告出稿に係る経費 ○ デジタルノマド同士や地域とのつながりを促進するコミュニティツール等の導入に必要な経費
カ	本事業の効果検証、課題分析等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 招聘したデジタルノマドへのアンケートの実施やヒアリングの実施経費、データ集計や分析に関わる経費、成果とりまとめ・報告に関する経費

○ 補助対象事業の実施が、通常のインバウンド観光客の受入ではなく、デジタルノマドの生活スタイルに対応した中長期滞在に寄与するものであり、デジタルノマドの継続的な誘致に資する取組であること。

○ 次年度以降も継続してデジタルノマド誘致に取り組むこと。

【施設等の改修・設備の導入及び物品の購入を実施する場合】

○ 数日間のイベントやモニターツアーのみに使用する施設整備でなく、デジタルノマドの継続的な受入に繋がるものであること。

【デジタルノマドの招聘を行う場合】

○ デジタルノマドの誘致において、以下のいずれかの取組であること。

- 長期滞在による地域消費の拡大に資する取組
- ビジネスマッチングによるイノベーション創出・経済効果の拡大に資する取組
- 都市部の大規模誘客やリゾート地の閑散期対策としてデジタルノマドを対象としたフェス等による大規模誘致を図る取組

公募期間

調査事業

令和7年3月3日（月）～4月11日（金）

※本期限までに受領したものを有効として取り扱います。
一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。



補助事業

令和7年4月下旬～5月下旬予定

皆さまからのご応募をお待ちしております。

なお、公募内容に関するお問い合わせはメール

(hqt-digitalnomad@ki.mlit.go.jp)

でも受け付けております。